

令和3年 第1回

士幌町議会定例会議案

令和3年3月5日

承認第1号	専決処分承認を求めることについて
議案第1号	令和2年度土幌町一般会計補正予算(第11号)
議案第2号	令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)
議案第3号	令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第4号	令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第5号	令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第6号	令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)
議案第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第8号	人権擁護委員の推薦について
議案第9号	指定管理者の指定について
議案第10号	指定管理者の指定について
議案第11号	指定管理者の指定について
議案第12号	土幌町地方創生推進会議設置条例案
議案第13号	土幌町空家等対策協議会設置条例案
議案第14号	土幌町成年後見制度申立審査会設置条例案
議案第15号	土幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会設置条例案
議案第16号	土幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議設置条例案
議案第17号	土幌町地域ケア会議設置条例案
議案第18号	土幌町農業委員会委員候補者評価委員会設置条例案
議案第19号	土幌町開町記念事業検討委員会設置条例案
議案第20号	附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第21号	土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第22号	土幌町スクールバス管理条例の全部を改正する条例案
議案第23号	土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案
議案第24号	土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第25号	土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第26号	土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第27号	土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第28号	土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第29号	土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第30号	令和3年度土幌町一般会計予算
議案第31号	令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第32号	令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第33号 令和3年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第34号 令和3年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第35号 令和3年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第36号 令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第37号 令和3年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月5日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 7 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名	高 下 慎 一
	●●●●●●●●●●●●●●

説 明

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第9号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町いきいきデイサービスセンター
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西2線169番地5
社会福祉法人 士幌愛風会
理事長 鈴木 洋一
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

説 明

士幌町いきいきデイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第10号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 下居辺交流施設
 士幌町農民健康増進施設

- 2 指定管理者 河東郡士幌町字下居辺西2線134番地
 株式会社 ベリオーレ
 代表取締役 柴田 敏之

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

説 明

下居辺交流施設（しほろ温泉プラザ緑風）及び士幌町農民健康増進施設（しほろ温泉プラザ緑風別館）に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第11号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町地域創造発信拠点施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西2線162番地
士幌町商工会
会長 中 村 貢
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

説 明

士幌町地域創造発信拠点施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 12 号

士幌町地方創生推進会議設置条例案

士幌町地方創生推進会議設置条例

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等の策定及び推進に当たり、関係者の意見を広く聴くため、士幌町地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、20 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町地方創生推進会議を設置するものである。

議案第 13 号

士幌町空家等対策協議会設置条例案

士幌町空家等対策協議会設置条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、士幌町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町空家等対策協議会を設置するものである。

議案第 14 号

士幌町成年後見制度申立審査会設置条例案

士幌町成年後見制度申立審査会設置条例

(設置)

第 1 条 成年後見制度の開始審判に係る町長申立ての適否について審査するため、士幌町成年後見制度申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、5 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町成年後見制度申立審査会を設置するものである。

議案第 15 号

士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会設置条例案

士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 士幌町立特別養護老人ホームの入退所について検討するため、士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、12 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会を設置するものである。

議案第 16 号

士幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議設置条例案

士幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議設置条例

(設置)

第 1 条 士幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業に関することについて審査・検討するため、士幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議の委員（以下「委員」という。）は、6 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議を設置するものである。

議案第 17 号

士幌町地域ケア会議設置条例案

士幌町地域ケア会議設置条例

(設置)

第 1 条 町民の多様なニーズに対応し、個々のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉等に係る各種サービスを総合的に調整し、推進することを目的に、士幌町地域ケア会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町地域ケア会議を設置するものである。

議案第 18 号

士幌町農業委員会委員候補者評価委員会設置条例案

士幌町農業委員会委員候補者評価委員会設置条例

(設置)

第 1 条 町長の求めにより士幌町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員として推薦を受けた者又は募集に応じた者の活動歴等の評価を行うため、士幌町農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、5 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から町長が農業委員会の委員を任命する日までとする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町農業委員会委員候補者評価委員会を設置するものである。

議案第 19 号

士幌町開町記念事業検討委員会設置条例案

士幌町開町記念事業検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 士幌町開町記念事業（以下「記念事業」という。）に関し必要な事項を審議するため士幌町開町記念事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から記念事業が終了する日までとする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、士幌町開町記念事業検討委員会を設置するものである。

議案第20号

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(土幌町表彰条例の一部改正)

第1条 土幌町表彰条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「功労者選考委員会」を「土幌町功労者選考委員会」に改める。

(公共料金等審議会条例の一部改正)

第2条 公共料金等審議会条例(昭和62年条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

土幌町公共料金等審議会条例

第1条中「公共料金等審議会」を「土幌町公共料金等審議会」に改める。

(土幌町男女共同参画推進条例の一部改正)

第3条 土幌町男女共同参画推進条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条中「付属機関」を「附属機関」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(懲戒審査委員会)

第5条 職員の懲戒処分を審査するため土幌町懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について審査の結果を任命権者に報告しなければならない。
任命権者の提示した者に対する懲戒処分の要否及びその種別

(土幌町農業振興基金条例の一部改正)

第5条 土幌町農業振興基金条例（昭和48年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第5条第2項の事業計画」を「、第5条第1項の事業の毎年度の事業計画（以下「毎年度の事業計画」という。）」に改める。

第4条第2項中「農業振興基金運用委員会」を「士幌町農業振興基金運用委員会」に改め、同条第3項中「前項の委員会設置に関し、必要な事項は」を「委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、」に改める。

第5条第2項中「前項の事業について毎年度の事業計画」を「、毎年度の事業計画」に、「予め前条第2項に定める」を「あらかじめ」に改める。

（士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部改正）

第6条 士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「設置に」を「組織及び運営に関し」に改める。

（太田寛一人材育成基金の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 太田寛一人材育成基金の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第5条第2項の事業計画」を「、第5条第1項の事業の毎年度の事業計画（以下「毎年度の事業計画」という。）」に改める。

第4条第2項中「農業振興人材育成基金運用委員会」を「士幌町農業振興人材育成基金運用委員会」に改め、同条第3項中「委員会設置に関し、必要な事項は」を「委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、」に改める。

第5条第2項中「前項の事業について毎年度事業計画」を「毎年度の事業計画」に、「場合、予め前条第2項に定める」を「場合は、あらかじめ」に改める。

（士幌町酪農振興基金条例の一部改正）

第8条 士幌町酪農振興基金条例（平成元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「酪農振興基金運用委員会」を「士幌町酪農振興基金運用委員会」に改め、同条第3項中「前項の委員会設置に関し、必要な事項は」を「委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、」に改める。

第6条第2項中「前項」を「、前項」に、「予め前条第2項に定める」を「あらかじめ」に改める。

（士幌町学校給食センター設置条例の一部改正）

第9条 士幌町学校給食センター設置条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「給食センター運営委員会」を「士幌町学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 運営委員会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（士幌町社会教育委員に関する条例の一部改正）

第10条 士幌町社会教育委員に関する条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第3条中「12名」を「11人」に改める。

第6条を次のように改める。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（士幌町保健医療福祉総合推進協議会条例の一部改正）

第11条 士幌町保健医療福祉総合推進協議会条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「に関する重要事項に関する調査・研究」を「の重要事項に関する調査・研究すること。」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- （4）生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた情報の共有及び協働による資源開発等の推進に関すること。

（士幌町地域包括支援センター設置条例の一部改正）

第12条 士幌町地域包括支援センター設置条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、「運営協議会」を「運営協議会」に改め、同条第2項中「委

員は」を「委員（以下「委員」という。）は、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬に関する条例の一部改正）

第13条 報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		報酬額
教育委員会委員		月額 36,000円
農業委員	会長	月額 56,000円
	会長職務代理者	月額 40,000円
	委員	月額 36,000円
監査委員	識見者	月額 115,000円
	議会選出	月額 36,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
	補充員	日額 7,000円
公平委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
選挙長		日額 8,000円
選挙長職務代理者		日額 7,000円
投票所の投票管理者		日額 8,000円
投票所の投票管理者職務代理者		日額 7,000円
期日前投票所の投票管理者		日額 8,000円
期日前投票所の投票管理者職務代理者		日額 7,000円
開票管理者		日額 8,000円
開票管理者職務代理者		日額 7,000円
選挙立会人		日額 7,000円
投票所の投票立会人		日額 7,000円
期日前投票所の投票立会人		日額 7,000円

開票立会人		日額 7,000円
社会教育委員	議長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
国民健康保険運営協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町公民館運営審議会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町防災会議委員		日額 6,000円
士幌町国民保護協議会委員		日額 6,000円
士幌町特別職報酬等審議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町環境審議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町社会福祉委員会	委員長	年額 60,000円
	委員	年額 60,000円
民生委員推薦会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町農業振興基金運用委員会委員		日額 6,000円
士幌町功労者選考委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町町民会議	議長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町教育支援委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町学校給食センター運営委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会委員		日額 6,000円
士幌町行政改革推進委員会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町農業振興人材育成基金運用委員会委員		日額 6,000円
士幌町公共料金等審議会	会長	日額 7,000円

会	委員	日額 6,000円
士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員		日額 6,000円
士幌町酪農振興基金運用委員会委員		日額 6,000円
士幌町農地等交換分合事業推進委員会委員		日額 6,000円
スポーツ推進委員	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町懲戒審査委員会	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町情報公開・個人情報保護審査会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町男女共同参画審議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
学校運営協議会、認定こども園運営協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町保健医療福祉総合推進協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町地域包括支援センター運営協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額 12,000円
	委員	日額 12,000円
士幌町子ども・子育て会議	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町行政不服審査会	会長	日額 12,000円
	委員	日額 12,000円
士幌町地方創生推進会議	大学教授等	日額 10,000円
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町空家等対策協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
士幌町成年後見制度申立審査会委員		日額 6,000円
士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会委員		日額 6,000円

士幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援 事業利用判定等会議委員	日額 6,000円
士幌町地域ケア会議委員	日額 6,000円
士幌町農業委員会委員候補者評価委員会	日額 6,000円
士幌町開町記念事業検討委員会	日額 6,000円
その他の非常勤職員	毎年度予算の定めるところに よる。

備考

- 1 日額報酬のうち1回の要務時間が3時間未満の場合は、標記金額の2分の1を乗じた額とする。
- 2 日額報酬のうち1回の要務時間が6時間を越える場合は、標記金額の2分の1を加算した額とする。
- 3 研修参加に伴う報酬は、支給しない。
- 4 士幌町予防接種健康被害調査委員会委員長及び委員並びに士幌町地方創生推進会議の大学教授等の日額報酬については、備考1及び備考2の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関について、設置条例の項目を見直し整備するものである。

議案第 21 号

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例案

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

医療職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	700,000	26	1,200,000
2	720,000	27	1,220,000
3	740,000	28	1,240,000
4	760,000	29	1,260,000
5	780,000	30	1,280,000
6	800,000	31	1,300,000
7	820,000	32	1,320,000
8	840,000	33	1,340,000
9	860,000	34	1,360,000
10	880,000	35	1,380,000
11	900,000	36	1,400,000
12	920,000	37	1,420,000
13	940,000	38	1,440,000
14	960,000	39	1,460,000
15	980,000	40	1,480,000
16	1,000,000	41	1,500,000
17	1,020,000	42	1,520,000
18	1,040,000	43	1,540,000

19	1,060,000	44	1,560,000
20	1,080,000	45	1,580,000
21	1,100,000	46	1,600,000
22	1,120,000	47	1,620,000
23	1,140,000	48	1,640,000
24	1,160,000	49	1,660,000
25	1,180,000	50	1,680,000

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

医師の給料月額について支給額を追加するため、条例を改正するものである。

議案第22号

士幌町スクールバス管理条例の全部を改正する条例案

士幌町スクールバス管理条例の全部を改正する条例
士幌町スクールバス管理条例（平成12年条例第98号）の全部を改正する。

士幌町スクールバス条例

（趣旨）

第1条 この条例は、士幌町スクールバス（以下「スクールバス」という。）の設置、管理及び運行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 士幌町立小学校及び中学校への通学が遠距離である児童及び生徒の通学支援のため、また、児童及び生徒の教育活動の支援のため、スクールバスを設置する。

（管理）

第3条 スクールバスは、士幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（運行）

第4条 スクールバスは、次に掲げる場合に限り運行することができる。

- (1) 児童及び生徒の通学の用に供する場合
- (2) 小学校及び中学校等が実施する学習活動に使用する場合
- (3) 教育振興に関する行事に使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合

（運行路線等）

第5条 スクールバスの運行路線及び運行時刻等は、教育委員会が定める。

（住民利用）

第6条 スクールバスは、児童及び生徒の通学の用に支障のない範囲で、交通機関のない地域住民も利用することができる。

2 前項の利用に係る運行路線及び運行時刻等は、教育委員会が定める。

（業務の委託）

第7条 スクールバスの運行に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

条例又は規則で規定すべき事項の整理を行うため、この条例の全部を改正するものである。

議案第23号

士幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案

士幌町公民館設置条例の一部を改正する条例
士幌町公民館設置条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「士幌町北中地区公民館」を「士幌町中音更地区公民館」に改める。

別表1 2 地区公民館の表士幌町北中地区公民館の項を次のように改める。

士幌町中音更地区公民館	士幌町字上音更西4線181番地 (中音更地区交流促進センター)
-------------	------------------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

令和3年1月31日開催の北中音更地区臨時総会において、中音更地区運営協議会の設立が決定し、令和3年度から地区公民館推進委員会及び地区農協運営協力委員会の組織運営を行う旨の報告があったため、地区公民館の名称を改めようとするものである。

議案第24号

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の公布に係る新型コロナウイルス感染症の定義の改正により、条例を改正するものである。

議案第25号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第8号中「300万円未満」を「320万円未満」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計金額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の士幌町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説 明

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の公布に係る関係基準の改正等により、条例を改正するものである。

議案第26号

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第205条」を「第205条・第206条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第5項第1号中「指定短期入所生活介護事業所をいう。」の次に「第49条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「指定短期入所療養介護事業所をいう」の次に「。第49条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「指定特定施設をいう」の次に「。第49条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう」の次に「。第49条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。」の次に「第49条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「指定地域密着型特定施設をいう。」の次に「第49条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。」の次に「第49条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の次に「第49条第4項第8号及び」を加える。

第33条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第34条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定)

第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第61条の17第1項及び第89条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- （2）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事するこ

とができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築してお

り」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「処遇に支障がないときは」の次に「、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第34条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第61条中「第35条」を「第34条の2」に、「、第42条及び第43条」を「及び第42条から第43条まで」に、「第36条において」を「第36条第1項において」に、「第35条第1項及び第36条」を「第34条の2第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改める。

第61条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第61条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第61条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第61条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第61条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第61条の20中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第36条から第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第36条において」を「第36条第1項において」に、「及び第36条」を「、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改める。

第61条の20の3中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第36条から第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第36条において」を「第36条第1項において」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に、「及び第61条の13第3項」を「、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第61条の38中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第36条から第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第36条第1項中」に、「同条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、及び第61条の13第3項」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第66条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第68条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第67条第2項中「第84条第7項」の次に「、第112条第9項」を加える。

第68条第1項ただし書中「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第75条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第36条から第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「第36条において」を「第36条第1項において」に、「及び第36条」を「、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「とあり、並びに第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第84条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第85条第3項中「第113条第2項」を「第113条第3項」に改める。

第89条中「担当者を招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第102条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第103条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供

を行うことができる。

第110条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第36条において」を「第36条第1項において」に、「及び第36条」を「、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「第61条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第112条第1項中「勤務（宿直勤務を除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第112条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第113条第2項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改め、同項を同条第3項と

し、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第115条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第119条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第123条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第124条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第125条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第125条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第130条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第36条において」を「第36条第1項において」に、「及び第36条」を「、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「第6章第4節」との次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第140条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第147条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第148条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第148条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第151条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第36条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第7章第4節」との次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を、「「2月」と」の次に

「、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第153条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項及び北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第7号）第13条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第160条第6項中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所

者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第165条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待防止のための措置に関する事項

第171条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第171条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第173条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「防止のための研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第177条第1項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」

の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第179条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、「第36条において同じ。）」と、「」を「第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第182条第1項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）中「床面積等は、次のいずれかを満たす」を「床面積は、10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第1項第1号ア（ウ）a及びbを削る。

第184条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、「第36条において同じ。）」と、「」を「第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第204条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に、「第36条において」を「第36条第1項において」に、「及び第36条」を「、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「第61条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第205条を第206条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが

できない方法をいう。) によることができる。

附則第2条から第5条までの規定中「平成36年3月31日までの」を「令和6年3月31日までの」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第42条の2（新条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第33条、第57条、第61条の12（新条例第61条の20の3において準用する場合を含む。）、第61条の34、第75条、第102条（新条例第204条において準用する場合を含む。）、第124条、第147条、第170条及び第188条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2（新条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第61条において準用する場合を含む。）及び第61条の16第2項（新条例第61条の20の3、

第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第61条の13第3項(新条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条及び第204条において準用する場合を含む。)、第125条第3項、第148条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第165条の2(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第165条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第165条の3(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第173条第2項第3号(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第177条第1項(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第10条 施行日から当分の間、新条例第182条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第153条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員

並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第11条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第182条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第27号

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」を「第93条・第94条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第10条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第12条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第11条第2項中「同条第7項」の次に「及び第73条第9項」を加える。

第12条第1項ただし書中「することができるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第29条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第51条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該

利用者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第46条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第47条第3項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に改める。

第51条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第59条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第67条中「第33条から第38条まで及び第39条(第4項を除く。)から第41条まで」を「第30条の2及び第33条から第41条まで(第39条第4項を除く。)」に、「第34条において同じ。)」と、」を「第34条第1項において同じ。)」と、同項、第30条第3項及び第4項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第30条第3項及び第34条中「介

「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第73条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第74条第2項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第76条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第81条中「指定地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」に改める。

第82条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第28条」の次に「、第30条の2」を加え、「、第39条（第4項を除く。）、第40条、第41条（第5項）」を「から第41条まで（第39条第4項及び第41条第5項）」に、「第34条において同じ。）」と、「」を「第34条第1項において同じ。）」と、同項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価

第93条を第94条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第16条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第39条の2（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第29条、

第59条及び第82条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項（新条例第67条において準用する場合を含む。）及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第28号

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって

提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条ただし書中「主治の医師の医師」を「主治の医師」に改め、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。))の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中「として次に掲げる事項」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。))

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止の

ための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条を第34条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第27号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所)であつて、同日において当該事業所における第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を

除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(同号に掲げる事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)等の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第29号

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「・第37条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切、かつ、有効に行うよう努めなければならない。

第20条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

第21条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要、かつ、相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委

員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第7号中「解決すべき」を「支援すべき」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第36条を第37条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（これらの規定を新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第30号

令和3年度士幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第31号

令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第32号

令和3年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第33号

令和3年度士幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第34号

令和3年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第35号

令和3年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第36号

令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第37号

令和3年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和3年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。